# 第2章 各国にみる労働施策の概要と最近の動向

# アメリカ

(参考) 1ドル=79.81円 (2011年期中平均)

# 1 経済情勢 ......

アメリカ経済は2007年以降のサブプライム住宅ロー ン問題に端を発する住宅金融市場の混乱、エネルギー価 格高騰等の影響を受けた個人消費の減速等からの内需 の落ち込みにより、2007年12月から景気後退局面に入 り、2008年10~12月期には前期比年率▲8.9%と大幅な マイナス成長を記録した。2009年7~9月期以降はプ ラス成長に転じている。

#### 〈表3-1-1〉米国の実質GDP成長率

																	(%)
左	2001	2002	2002	2004	2005	2006	2007	2000	2000		2010				2011		
牛	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009		Q3	Q4		Q1	Q2	Q3	Q4
実質GDP 成長率	1.1	1.8	2.5	3.5	3.1	2.7	1.9	-0.3	-3.5	3.0	2.5	2.3	1.7	0.4	1.3	1.8	2.8

-資料出所:連邦商務省経済分析局(BEA)ホームページ 注:四半期の数字は季節調整値、前期比年率

# 2 雇用・失業対策 ......

#### (1) 雇用・失業情勢

失業率は、2004年以降、低下傾向が続き、2006、2007 年は4.6%となったが、その後失業率は上昇に転じた。 2008年夏以降金融危機の影響を受け急激に悪化し、2009 年10月の失業率は10.0%となり、1983年6月以来、26年 4か月ぶりの高い水準となった。その後も8パーセント

台後半から9パーセント台の高い水準で推移していた が、2011年9月から4か月連続で低下し、2011年12月に は8.5%となった。民間部門の非農業部門雇用者数は2008 年から2009年の2年間に880万人弱減少した。2010年3 月から、民間部門の非農業部門雇用者数は増加に転じて いるものの、2010年3月から2011年12月までの増加数 は340万人強に留まっている。

#### 〈表3-1-2〉米国の雇用・失業の動向

																(=	F人、%)
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2006 2007 2008 2000 2010 2011			5 2007 2008		2008 2009 2010					
+	2001	2002	2003	2004	2005	2000	2007	2006	2009		Q3	Q4		Q1	Q2	Q3	Q4
労働力人口	143,734	144,863	146,510	147,401	149,320	151,428	153,124	154,287	154,142	153,889	153,913	153,788	153,617	153,314	153,510	153,679	153,960
就業者数	136,933	136,485	137,736	139,252	141,730	144,427	146,047	145,362	139,877	139,064	139,273	139,077	139,869	139,549	139,607	139,770	140,567
失業者数	6,801	8,378	8,774	8,149	7,591	7,001	7,078	8,924	14,265	14,825	14,640	14,711	13,747	13,766	13,903	13,908	13,393
失業率	4.7	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6	4.6	5.8	9.3	9.6	9.5	9.6	8.9	9.0	9.1	9.1	8.7
男性	4.8	5.9	6.3	5.6	5.1	4.6	4.7	6.1	10.3	10.5	10.4	10.2	9.4	9.4	9.6	9.5	9.0
女性	4.7	5.6	5.7	5.4	5.1	4.6	4.5	5.4	8.1	8.6	8.5	8.8	8.5	8.4	8.5	8.5	8.4
16~19歳	14.7	16.5	17.5	17.0	16.6	15.4	15.7	18.7	24.3	25.9	25.8	25.6	24.4	24.6	24.5	24.9	23.6
20~24歳	8.3	9.7	10.0	9.4	8.8	8.2	8.2	10.2	14.7	15.5	15.1	15.5	14.6	15.1	14.7	14.6	14.2

資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ



〈表3-1-3〉非農業部門雇用者数・失業者数・失業率の月次推移

		非農業部門雇用	用者数(千人)		4 * 1/ *	- (T 1)	失業率(%)		
米 国			うち民間部	3門(千人)	失業者数		大耒平	(%)	
		対前期差		対前期差		対前期差		対前期差	
2009年 1月	133,561	(▲ 818)	110,985	(▲ 839)	12,049	(750)	7.8	(0.5)	
2009年 2月	132,837	(▲ 724)	110,260	(▲ 725)	12,860	(811)	8.3	(0.5)	
2009年 3月	132,038	(▲ 799)	109,473	(▲ 787)	13,389	(529)	8.7	(0.4)	
2009年 4月	131,346	(▲ 692)	108,671	(▲ 802)	13,796	(407)	8.9	(0.2)	
2009年 5月	130,985	(▲ 361)	108,359	(▲ 312)	14,505	(709)	9.4	(0.5)	
2009年 6月	130,503	(▲ 482)	107,933	(▲ 426)	14,727	(222)	9.5	(0.1)	
2009年 7月	130,164	(▲ 339)	107,637	(▲ 296)	14,646	(▲ 81)	9.5	(0.0)	
2009年 8月	129,933	(▲ 231)	107,418	(▲ 219)	14,861	(215)	9.6	(0.1)	
2009年 9月	129,734	(▲ 199)	107,234	(▲ 184)	15,012	(151)	9.8	(0.2)	
2009年10月	129,532	(▲ 202)	107,002	(▲ 232)	15,421	(409)	10.0	(0.2)	
2009年11月	129,490	(▲ 42)	106,960	(▲ 42)	15,227	(▲ 194)	9.9	(▲ 0.1)	
2009年12月	129,319	(▲ 171)	106,840	(▲ 120)	15,124	(▲ 103)	9.9	(0.0)	
2010年 1月	129,279	(▲ 40)	106,800	(▲ 40)	14,953	(▲ 171)	9.7	(▲ 0.2)	
2010年 2月	129,244	(▲ 35)	106,773	(▲ 27)	15,039	( 86)	9.8	(0.1)	
2010年 3月	129,433	(189)	106,914	(141)	15,128	( 89)	9.8	(0.0)	
2010年 4月	129,672	(239)	107,107	(193)	15,221	( 93)	9.9	(0.1)	
2010年 5月	130,188	(516)	107,191	( 84)	14,876	(▲ 345)	9.6	(▲ 0.3)	
2010年 6月	130,021	( <b>A</b> 167)	107,283	( 92)	14,517	(▲ 359)	9.4	(▲ 0.2)	
2010年 7月	129,963	(▲ 58)	107,375	( 92)	14,609	( 92)	9.5	(0.1)	
2010年 8月	129,912	( <b>A</b> 51)	107,503	(128)	14,735	(126)	9.6	(0.1)	
2010年 9月	129,885	(▲ 27)	107,618	(115)	14,574	(▲ 161)	9.5	(▲ 0.1)	
2010年10月	130,105	(220)	107,814	(196)	14,636	( 62)	9.5	(0.0)	
2010年11月	130,226	(121)	107,948	(134)	15,104	(468)	9.8	(0.3)	
2010年12月	130,346	(120)	108,088	(140)	14,393	(▲ 711)	9.4	(▲ 0.4)	
2011年 1月	130,456	(110)	108,207	(119)	13,919	(▲ 474)	9.1	(▲ 0.3)	
2011年 2月	130,676	(220)	108,464	(257)	13,751	(▲ 168)	9.0	(▲ 0.1)	
2011年 3月	130,922	(246)	108,725	(261)	13,628	(▲ 123)	8.9	(▲ 0.1)	
2011年 4月	131,173	(251)	108,989	(264)	13,792	(164)	9.0	(0.1)	
2011年 5月	131,227	( 54)	109,097	(108)	13,892	(100)	9.0	(0.0)	
2011年 6月	131,311	( 84)	109,199	(102)	14,024	(132)	9.1	(0.1)	
2011年 7月	131,407	( 96)	109,374	(175)	13,908	(▲ 116)	9.1	(0.0)	
2011年 8月	131,492	( 85)	109,426	( 52)	13,920	(12)	9.1	(0.0)	
2011年 9月	131,694	(202)	109,642	(216)	13,897	(▲ 23)	9.0	(▲ 0.1)	
2011年10月	131,806	(112)	109,781	(139)	13,759	(▲ 138)	8.9	(▲ 0.1)	
2011年11月	131,963	(157)	109,959	(178)	13,323	(▲ 436)	8.7	(▲ 0.2)	
2011年12月	132,166	(203)	110,179	(220)	13,097	(▲ 226)	8.5	( 0.2)	

出所:連邦労働省労働統計局 "Current Employment Statistics"、"Current Population Survey"注1:雇用者数の数値の2011年12月分は速報値。

注2:季節調整済值。

米国は欧州諸国と比較して労働市場の柔軟性が高く、 従来は長期間失業する者が比較的低水準であったが、 2007年12月以降の景気後退期では長期間(27週間以上) の失業者の失業者全体に占める割合が増加している。

〈表3-1-4〉失業者の失業期間別構成比の推移

										(%)
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5週間未満	42.0	34.5	31.7	33.1	35.1	37.3	35.9	32.8	22.2	18.7
5~14週間	32.3	30.8	29.8	29.2	30.4	30.3	31.5	31.4	26.8	22.0
15 ~ 26週間	14.0	16.3	16.4	15.9	14.9	14.7	15.0	16.0	19.5	16.0
27週間以上	11.8	18.3	22.1	21.8	19.6	17.6	17.6	19.7	31.5	43.3

資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ



〈表3-1-5〉米国における産業別非農業部門雇用者数の推移

										(千人)
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
非農業部門雇用者	131,826	130,341	129,999	131,435	133,703	136,086	137,598	136,790	130,807	129,818
数計	(41)	(-1,485)	(-342)	(1,436)	(2,268)	(2,383)	(1,512)	(-808)	(-5,983)	(-989)
鉱業	606	583	572	591	628	684	724	767	694	705
	(7)	(-23)	(-11)	(19)	(37)	(56)	(40)	(43)	(-73)	(11)
建設業	6,826	6,716	6,735	6,976	7,336	7,691	7,630	7,162	6,016	5,526
	(39)	(-110)	(19)	(241)	(360)	(355)	(-61)	(-468)	(-1,146)	(-490)
製造業	16,441	15,259	14,510	14,315	14,226	14,155	13,879	13,406	11,847	11,524
	(-822)	(-1,182)	(-749)	(-195)	(-89)	(-71)	(-276)	(-473)	(-1,559)	(-323)
耐久財	10,336	9,485	8,964	8,925	8,956	8,981	8,808	8,463	7,284	7,067
	(-541)	(-851)	(-521)	(-39)	(31)	(25)	(-173)	(-345)	(-1,179)	(-217)
非耐久財	6,105	5,774	5,546	5,390	5,271	5,174	5,071	4,943	4,563	4,457
	(-281)	(-331)	(-228)	(-156)	(-119)	(-97)	(-103)	(-128)	(-380)	(-106)
卸売・小売業、	25,983	25,497	25,287	25,533	25,959	26,276	26,630	26,293	24,906	24,605
運輸業、公益事業	(-242)	(-486)	(-210)	(246)	(426)	(317)	(354)	(-337)	(-1,387)	(-301)
小売業	15,239	15,025	14,917	15,058	15,280	15,353	15,520	15,283	14,522	14,414
	(-41)	(-214)	(-108)	(141)	(221)	(74)	(167)	(-237)	(-761)	(-109)
情報産業	3,629	3,395	3,188	3,118	3,061	3,038	3,032	2,984	2,804	2,711
	(-1)	(-234)	(-207)	(-70)	(-57)	(-23)	(-6)	(-48)	(-180)	(-93)
金融、保険、	7,808	7,847	7,977	8,031	8,153	8,328	8,301	8,145	7,769	7,630
不動産業	(121)	(39)	(130)	(54)	(122)	(175)	(-27)	(-156)	(-376)	(-139)
専門・対企業サービス	16,476	15,976	15,987	16,394	16,954	17,566	17,942	17,735	16,579	16,688
	(-190)	(-500)	(11)	(407)	(560)	(612)	(376)	(-207)	(-1,156)	(109)
労働者派遣業	2,338	2,194	2,224	2,387	2,549	2,637	2,597	2,348	1,823	2,079
	(-298)	(-144)	(31)	(163)	(162)	(88)	(-40)	(-249)	(-525)	(256)
教育、医療、福祉	15,645	16,199	16,588	16,953	17,372	17,826	18,322	18,838	19,193	19,564
	(536)	(554)	(389)	(365)	(419)	(454)	(496)	(516)	(355)	(371)
娯楽業、宿泊	12,036	11,986	12,173	12,493	12,816	13,110	13,427	13,436	13,077	13,020
・飲食業	(174)	(-50)	(187)	(320)	(323)	(294)	(317)	(9)	(-359)	(-57)
その他サービス	5,258	5,372	5,401	5,409	5,395	5,438	5,494	5,515	5,367	5,364
	(90)	(114)	(29)	(8)	(-14)	(43)	(56)	(21)	(-148)	(-3)
政府	21,118	21,513	21,583	21,621	21,804	21,974	22,218	22,509	22,555	22,482
	(328)	(395)	(70)	(38)	(183)	(170)	(244)	(291)	(46)	(-73)

資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

注:カッコ内は前年との差。

#### (2) 雇用・失業対策の実施機関等

# a 概要

アメリカにおける雇用・失業対策は基本的に州におい て行われており、各州の労働担当部局(名称は Department of Labor, Department of Labor & Workforce Development、Department of Employment Securityなど) が雇用・失業対策行政を所掌している。連邦政府の主要 な役割は連邦法に基づく指示・監督、連邦助成金予算の 配分、技術的援助であり、連邦労働省が担当している。 連邦労働省雇用訓練局 (Employment and Training Administration: ETA) が雇用及び職業訓練に係る政策 ・法令を所掌している。

1933年制定のワグナー・ペイザー法 (Wagner-Peyser Act) により、全国職業サービス制度を全米に設置する

ことが規定されている。また、クリントン大統領時代の 1998年 に 制 定 さ れ た 労 働 力 投 資 法 (Workforce Investment Act of 1998: WIA) により、各州・各地域 において労働力投資委員会 (Workforce Investment Board: WIB)<sup>1)</sup> が創設されるとともに、求職者が 1 か所 で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサー ビスを受けられるワンストップ・キャリア・センター (One-stop Career Center、州によってはワンストッ プ・センター (One-stop Center) と呼ばれている) を 各州が整備することが規定された。(ただし、一部のワ ンストップ・キャリア・センターにおいては一部のサー ビスのみ提供されている。) これ以降、連邦政府の指導 のもと各州でワンストップ・キャリア・センターの整備 が進められ、現在、全国で約3,000か所運営されている。

<sup>■1)</sup>各地域の労働力投資委員会(WIB)は各州に設置された州労働力投資委員会(WIB)が策定した就職支援、職業訓練計画に基づき各地域に応じた プログラムの管理運営を行う。



州によってはEmployment Office, Job Center などと も呼ばれ、職員の多くは州労働省の公務員であるが、州 政府の他部門の職員や訓練機関関係者、民間従業者など も勤務している場合も多い。

実際の職業訓練プログラムは各地域に設立された労 働力投資委員会(WIB)が州の労働力投資委員会が定め た計画に基づき、各地域の実情に応じて詳細を決めてい る。

なお、ワンストップ・キャリア・センターの運営は各 地域に設立された労働力投資委員会 (WIB) から委託を 受けた委託機関 (Agency) が行っている場合もある。

公共職業サービス機関の運営財源は一次的には州の財 源によるが、連邦政府はワグナー・ペイザー法に基づき、 各州に対して、公共職業サービス機関の運営について助 成金を支給している(連邦労働省の2011会計年度予算で は、州職業サービス業務取扱事務費(Employment Service Grants to States) に約7億ドル計上している)。

公的な職業能力開発専門の施設はなく、職業能力開発 を必要とする者は、ワンストップ・キャリア・センター へ赴き、そこで相談の上、必要な場合には職業訓練実施 者を紹介される。職業訓練実施者には、大学、カレッジ、 コミュニティー・カレッジ<sup>2)</sup>、民間の自動車学校、コン ピュータ学校などがある。

#### b 雇用機会税控除

(Work Opportunity Tax Credit: WOTC)

就業が困難である集団に属する求職者を雇い入れた 雇用主に法人税の控除を行う制度である。1996年の創設 以来、対象拡大などが行われている。

下記に示す9の集団のいずれかに属する者を雇い入 れた雇用主が対象である。なお、いずれの場合も、家族 従業員や過去に従業員であった者は対象外である。

(a) 貧困家庭一時扶助 (TANF) の長期受給者で、雇用

日 (hiring date) まで18か月間連続で受給した者、 又は雇用日までの2年間までに延べ18か月間貧困 家庭一時扶助(TANF)を受給した者、若しくは雇 用日までの2年間までに州法又は連邦法で定める 貧困家庭一時扶助(TANF)の受給期間を使い切っ た者。

- (b) 上記(a) に該当しない者で、雇用日までの18か月 の期間のうち9か月貧困家庭一時扶助(TANF)給 付を受けていた者。
- (c) 退役軍人で障害状態にあり、退役から1年経ていな いか、過去1年のうち6か月失業しているか、補足 的栄養支援(SNAP)を過去15か月中3か月以上受給 している者。
- (d) 18歳から39歳で、雇用日までの過去6か月補足的栄 養支援(SNAP)給付を受けていたか、補足的栄養支 援(SNAP)の就業要件を満たせず補足的栄養支援 (SNAP) を受給できなくなった者で、過去5か月の うち3か月以上補足的栄養支援 (SNAP) 給付を受け ていた者。
- (e) 18歳から39歳で、連邦住宅開発省又は連邦農務省が 指定したエンパワーメント・ゾーン(Empowerment Zone)<sup>3)</sup> 又は農村部再生郡 (Rural Renewal County) に居住する者。
- (f) 16、17歳で過去に就労したことが無く、毎年5月1 日から9月15日の間雇われる者で、連邦住宅開発省 又は連邦農務省が指定したエンパワーメント・ゾー ン(Empowerment Zone) に居住する者。4)
- (g) 障害を持つ者で、州や連邦退役軍人局が認定したリ ハビリプログラムを修了した者。
- (h) 元重罪犯人(ex-felon)で、有罪判決また又は釈放 から1年以上就業していない者。
- (i) 補足的所得保障 (SSI)<sup>5)</sup> 受給者で、過去60日間のい ずれかの月に給付を受けていた者。

<sup>■2)</sup> コミュニティー・カレッジとは、州及び地域により設立·運営されている2年制の高等教育機関で、日本でいう短大に相当する。ハイテク産業、マ スコミ、ファッション、アート、旅行業、ホテル、映画・テレビ、美容、スポーツなどの分野で実践的なプログラムを数多く提供している。一般的 に学費が安く、1クラスあたりの学生数が少なく、学生に対してきめ細かい指導を提供しているといわれる。アメリカの職業能力開発に大きな役 割を果たしている。

<sup>■3)</sup>補助金と税制上の優遇措置をインセンティブとして民間資金の導入を図り、指定された都市地域の自由市場環境を整え、衰退したコミュニティー を活性化させ雇用を創出することを目的として指定されている。

<sup>■4)</sup> 詳細については2(3)cを参照のこと。

<sup>■5)</sup>補足的所得保障(SSI)とは、連邦政府により65歳以上の高齢者又は障害者のうち資産及び所得に関する条件を満たす者に対して行われる給付。詳 しくは定例報告第3章アメリカ4を参照のこと。

働

施



#### [各国にみる労働施策の概要と最近の動向(アメリカ)]

雇用主に対する支援としては、

- (a) に該当する場合には当初2年間の賃金が対象とな り、1年目の10.000ドルまでの賃金の40%及び2年目の 10,000ドルまでの賃金の50%が法人税から控除される。
- (f)に該当する場合には雇用した最初の1年間の3,000 ドルまでの賃金に対し、120時間以上400時間未満就業し た場合には賃金の25%、400時間以上就業した場合には 賃金の40%が法人税から控除される。
- (a) 及び(f) 以外に該当する場合には、雇用した最初 の 1 年間の6,000ドルまでの賃金に対し、120時間以上 400時間未満就業した場合には賃金の25%、400時間以上 就業した場合には賃金の40%が法人税から控除される。

退役軍人に対する雇用機会税控除については、2011年 11月に成立した「2011年英雄を雇用する誓約法」(The Vow to Hire Heroes Act of 2011) により、2011年11 月23日から2012年末に雇用を開始した退役軍人を対象 に、対象者や控除額が拡大されている。詳しくは5(2) を参照のこと。一方、(a)~(i) に対する雇用機会税控除 (WOTC) については、2011年末で期限切れを迎えた。

# (3) 若年者雇用対策

市場原理重視かつ自助原則の国柄であり、若年者のみ に焦点を当てた雇用対策は少ない。ただし、社会的に不 利な立場に置かれた若者に対しては、ジョブ・コアによ り、15.7億ドル(2011会計年度: 2010年10月~2011年9 月) もの予算を投入するなど、積極的な働きかけを実施 している。

# a ジョブ・コア(Job Corps)

経済的に不利な立場にある16~24歳の青少年等に対 し合宿訓練を実施し、規律と技能・知識を習得させ、教 育・職業訓練を実施する若者に対する教育・職業訓練プ

ログラムである。連邦労働省が管理し、全国125か所の センターの大半はNPO法人や民間企業が受託して運営 している。また、他のセンターは農務省、内務省と労働 省との取り決めに基づき、国内の公有地・国立公園など の「自然保護」を担う職業従事者養成センターとして運 営されている。

ジョブ・コア・プログラムに参加する者は基本的に寮 に宿泊しながら基礎的な学習や職業訓練を受ける。受講 する教育・訓練はキャリア開発サービスシステム (Career Development Services System: CDSS)<sup>6)</sup> & 用いて各参加者個人に応じたプログラムが提供される。 滞在期間は最大2年で、平均1年程度であり、受講費用 は居住費・食費等を含め無料である。修了した者は高校 卒業又は同等の学位を得ることができる。

2011年6月までの1年間に、99,431人が受講している (連邦労働省 "Workforce System Results April 1 -June 30, 2011")。

#### b 労働力投資法若年プログラム

(WIA Youth Formula-Funded Grant Programs)

ワンストップ・キャリア・センターと連携した地方公 共団体等で実施される14~21歳の読み書き能力の不足 など、就職が困難な者のニーズに沿った各種の就職や進 学のための支援に対して連邦政府が給付金を提供する プログラムである。プログラムの内容は各地域の労働力 投資委員会 (WIB) が決めるため、各地域によって異な る。

2011年6月までの1年間に、245,007人が利用してい る (連邦労働省 "Workforce System Results April 1 -June 30, 2011")。

<sup>■6)</sup> キャリア開発サービスシステムは、以下の四つの段階から構成される。

<sup>·</sup>入所段階(Outreach Admission: OA)

ジョブ・コアに関する情報収集、入所申請、審査を経て入所後、キャリアのゴールを判断・設定し、受けられる職業訓練についての知識を得る。

<sup>・</sup>キャリア準備段階 (Career Preparation Period: CPP)

入所後、職業検索、ITの基本知識、自己開発などについて基本的なスキルを身に付け、自分の価値観や興味を発見し、スタッフの支援を受け、「個 人キャリア開発プラン」(Personal Career Development Plan: PCDP)を作成し、今後受ける教育と職業訓練を選択する。

<sup>・</sup>キャリア開発段階 (Career Development Period: CDP)

教育プログラムや職業訓練カリキュラムについて説明と指導を受けるとともに、対人コミュニケーション、問題解決能力、社会及び個人マネジ メント能力に関しても指導を受ける。

<sup>・</sup>キャリア移行段階 (Career Transition Period: CTP) スタッフなどが、入所生の就職支援を行うとともに住宅など就職に必要なものについても調整を行う。



#### c 若年者に対する雇用機会税控除

#### (Work Opportunity Tax Credit: WOTC)

雇用機会税控除(WOTC)は就業が困難である集団に 属する求職者を雇い入れた雇用主に法人税の控除を行う 制度である。このうち16、17歳で過去に就労したことが 無く、5月1日から9月15日の間雇用される者で、連邦住 宅開発省又は連邦農務省が指定したエンパワーメント・ ゾーン(Empowerment Zone) 又は再生地域(Renewal Community) に居住する者を雇い入れた場合、年額3,000 ドルまでの賃金に対して、120時間以上400時間未満就業 した場合には賃金の25%、400時間以上就業した場合には 賃金の40%が法人税から控除される。なお、若年者に対 する雇用機会税控除については、2011年末で期限切れを 迎えた。

#### (4) 高齢者雇用対策

米国における高齢者を対象とした雇用施策には、高齢 者地域社会サービス雇用事業がある。

#### a 高齢者地域社会サービス雇用事業

(Senior Community Service Employment Program: SCSEP)

#### (a) 概要

高齢者地域社会サービス雇用事業 (SCSEP) は、1965 年アメリカ高齢者法第5編(Title V of the Older Americans Act of 1965) に基づくプログラムである。 高齢者地域社会サービス雇用事業は、仕事がない低所得 の高齢者のためにパートタイム労働の機会を提供し、一 般の雇用に結びつけることを目的としており、高齢者に 支払われる賃金などの経費が連邦政府から助成される。

#### (b) 適用範囲

55歳以上で失業しており、世帯所得が連邦貧困ガイド ライン<sup>7)</sup> の125% (2011年においては、3人世帯の場合 年23,163ドル(約185万円)) を超えない者。

#### (c) 具体的内容

州・地方政府や、連邦労働省から指定を受けた非営利 団体が雇用機会の乏しい55歳以上の者を雇い入れる。参 加者は、平均で週20時間、非営利団体や公共機関で訓練 活動として福祉サービスの提供、環境美化、自然保護な どの地域サービスに従事する。

賃金は、連邦最低賃金 (時給7.25ドル (約579円))、州 最低賃金のいずれか高い方が支給される。参加者はこの ほか、講義、指導、コミュニティカレッジの受講などの訓 練や求職活動への支援が受けられる。また、このプログ ラムを実施するための経費が連邦政府から助成される。

#### (d) 利用実績等

2011年3月までの1年間に、105,851人が利用してい る (連邦労働省 "Workforce System Results April 1 -June 30, 2011")。

#### (5) 失業保険制度等

#### a 失業保険制度®

#### (a) 制度の概要

連邦失業税法 (Federal Unemployment Tax Act) で 定められた制度の適用範囲の下、各州が同法で定められ た一定の要件に基づいて独自のプログラムを管理運営 している。制度の主要な目的は、①非自発的失業者に対 する一時的所得補償②景気後退期における経済の安定 確保であり、やむを得ない理由なき自発的失業者に対す る給付は通常行われない。制度の実態は、各州のそれぞ れ独立したプログラムの集合体であるが、連邦政府のガ イドラインに沿っていることもあり、給付の対象者、給 付期間、給付額等の基本的な項目については、各州最低 限の水準は確保されている。なお、連邦政府職員、軍人、 鉄道従業員については連邦政府等が運営する失業保険 

<sup>■7)</sup>連邦貧困ガイドライン(Poverty Guidelines)とは、行政上使う指標として、連邦保健福祉省が連邦貧困基準(Poverty Thresholds: 商務省センサ ス局が統計上貧困者を把握するために使用している)をもとに世帯人数ごとに毎年決めているもので、2011年においては3人世帯の場合年18.530 ドル(アラスカ、ハワイを除く48州及びワシントンD.C.における水準)。連邦貧困ガイドラインと連邦貧困基準の詳細については、保健福祉省ホー ムページ(http://aspe.hhs.gov/poverty/faq.shtml) を参照のこと。

<sup>■8)</sup> 詳細については厚生労働省大臣官房国際課(2010)「2009~2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

<sup>■9)</sup>連邦政府職員については連邦文官失業保険(Unemployment Compensation for Federal Civilian Employees: UCFE)、軍人については退役軍人 失業保険 (Unemployment Compensation for Ex-Service Members: UCX)、鉄道従業員については鉄道退職者委員会 (Railroad Retirement Board) が運営する失業保険制度の適用を受ける。



#### (b) 根拠法令

連邦失業税法 (Federal Unemployment Tax Act) 及 び社会保障法 (Social Security Act) 第3編、第9編及 び第12編である。連邦失業税法は制度の適用範囲を定 め、各州のプログラムに一定の要件を課すが、受給資格、 欠格条項、給付額、支給期間等制度の具体的詳細につい ては州が決定する。また社会保障法は、各州への連邦補 助金等に関する規定を定めている。

### (c) 運営主体

州政府が主体となって運営し、連邦労働省雇用訓練局 (Employment and Training Administration) が監督を 行っている。

#### (d) 財源

事業主負担の連邦失業保険税(Federal Unemployment Insurance Tax)及び各州の失業保険税(アラスカ、ニュー ジャージー、ペンシルベニアの3州のみ本人負担があ る。)。各州の失業保険税は通常行われる(本来の)失業 給付の財源として、連邦失業保険税は給付期間延長にか かる給付の財源10)、各州の失業保険制度の監督事務経費 及び州の失業給付に関わる貸付の財源として用いられ ている。

#### (e) 保険料率

連邦失業保険税は、各暦年における年間賃金のうち 7,000ドルを超えない部分の6.0%とされている11)。ただ し、州の失業保険税を期日までに納めている場合には12) 原則として(適用される州の失業保険税率に関わらず) 5.4%分が控除され13)、0.6%となる14)。

各州の失業保険税率は州ごとに異なり、また、雇用者 給付実績、レイオフ実績等に応じて事業所ごとに異な る。失業保険税の全米平均税率は、2011会計年度(2010 年10月~2011年9月) において、課税対象賃金の3.24%、 賃金総額の0.97%である。また、課税対象となる賃金<sup>15)</sup> の上限も各州により異なる(年7,000~37,300ドル)。な お、各州は個別に州失業保険税を財源とした失業保険基 金を設けており、失業給付が増加した際も給付できるよ うにしている。失業保険基金が枯渇した場合には連邦政 府から借り入れることとなる<sup>16)</sup>。

#### (f) 対象事業主

連邦失業保険税の対象となる事業主は①当該年又は 前年のいずれかの四半期に合計1,500ドル以上の賃金を 支払ったか、又は②1人以上の労働者を暦年で20週以上 雇用する事業主である。ただし、農業においては①当該 年又は前年のいずれかの四半期に合計20,000ドル以上 の賃金を支払ったか、又は②10人以上の労働者を暦年で 20週以上雇用する事業主である。なお、連邦・州・地方 政府で働く者、外国政府・国際機関で働く者、一部の非 営利団体、インディアンの部族等は対象外とされてい る。

州の失業保険制度は、州・地方政府で働く者、一部の 非営利団体、インディアンの部族を対象とすることを義 務づけられている。この他には連邦法上での規定はない が、連邦失業保険税の対象となる者は (e)で述べたよう に州の失業保険税を支払うことで連邦失業保険税の 5.4%分が控除されるため、多くの州では連邦失業保険税 を納める事業主は州の失業保険制度の対象事業主とさ れている。

<sup>■10)</sup> 具体的には延長給付 (Extended Benefits) の50%は連邦政府が負担 (残り50%は州が負担。ただし、2009年2月に成立した2009年米国再生再投 資法(American Recovery and Reinvestment Act of 2009)及びその後の延長措置により2012年3月7日までの時限措置で連邦政府が100%負担)、 EUC 2008 ((j) を参照。) は連邦政府が100%負担。

<sup>■11) 2011</sup>年6月末までは6.2%であった。

<sup>■12)</sup> 例えば、一部の州では役員は適用除外とされており、州失業保険税は徴収されないこととなっているが、連邦失業保険税は役員に対しても適用対 象となっており、これらの者の7,000ドルまでの賃金に対しては6.0%の連邦失業保険税が徴収される。

<sup>■13)</sup>連邦失業税法Sec. 3304で定められる労働長官が認可する州失業保険プログラムに関する保険税は、州の失業保険税の適用税率か5.4%のいずれか低 いほうまでが連邦失業保険税の控除対象となる。また、同法Sec. 3303で定められた算定法を満たす場合には、実際の州失業保険税の適用税率に関 わらず最大5.4%までが連邦失業保険税の控除対象となる。

<sup>■14)</sup> 州の失業保険基金が枯渇し連邦政府から借入れを行った場合で、1月1日に借入残高がある状態が2回以上続き、2年目の11月10日に借入残高が ある場合、連邦失業保険税の控除は毎年0.3パーセントポイントずつ減らされていく。

<sup>■15)</sup> 州によっては、労働者に対する食事等の現物支給を賃金に含めている場合もある。

<sup>■16)</sup> 連邦政府からの借入れは通常年利3.9%である。(2010年末までは無利子となっていた。) なお、返済の際には、利子部分は州失業保険税及び州失業 保険基金から支出できないこととされている。



# (g) 対象労働者

対象となる労働者は失業保険税を支払っている事業 主に雇われている者で、大部分の州で役員も含む。入職 時の「被保険者」届出等は特になく、受給要件に事後的 に該当すれば受給できる。

#### (h) 給付内容

失業手当のみ(州によっては扶養者増額有)で所得税 の課税対象である。

#### (i) 受給要件

州ごとに異なる。一般的には、①離職前直近5四半期中最初の4四半期間<sup>17)</sup>中に一定の雇用期間及び給与所得があること、②求職の能力及び意欲があること、③離職理由が懲戒解雇又は自己都合でないこと、などとなっている。なお、①の条件は緩く、短期間・短時間の労働を行っている者も広く対象とされている<sup>18)</sup>。

#### (i) 受給期間

支給期間は特に連邦法上での定めはなく、州ごとに異なるが、大部分の州で26週を上限としている。ただし、失業率が高い場合には州法に基づき延長給付(extended benefits)が13週間又は20週間追加で支給されることとされている。19)また、2012年3月6日までの時限措置で連邦政府による経済対策の一環として、緊急失業補償(Emergency Unemployment Compensation 2008、以下「EUC 2008」と言う。)として給付が行われており、延長に必要な連邦政府補助の受入れ判断をした州では、州の失業率の水準等により、表3-1-6のように最長で99週まで給付されることとされている。なお、延長給付はEUC 2008が受けられる者の場合、EUC 2008による給付期間を使い果たした後に支払われる。

〈表3-1-6〉失業保険の給付期間

_				
		基本	州の状況に応じた追加措置	
即	現存の給付			
	本来給付	26週		
	延長給付 (Extended Benefits)		13週または20週	
	008年以降の景気後返 EUC(Emergency Ur		追加された給付 ment Compensation) 2008]	
	2008年 6月の措置	13週		
	2008年11月の措置	7週	13週 (失業率が6%超の州に限る)	
	2009年11月の措置	14週	6週 (失業率が8.5%超の州に限る)	
	計	60週	39週	最大

#### (k) 給付水準

給付水準は州ごとに異なるが、多くの州で州失業保険税の課税対象となった週当たり賃金の平均の5割程度の額とされており、最低額及び最高額の定めがある(週5ドル~625ドル程度(約399~49,900円)(扶養者増額込みでは最大で937ドル(約74,800円)))。

#### (1) 待機期間

州ごとに異なる。ゼロ~1週間程度。

#### (m) 給付に際しての手続き

各州とも、一般的にはインターネット又は電話で申請することができる。なお、現在居住している州と異なる州で働いていた場合には、働いていた州(すなわち失業保険税が納税されていた州)に対し、受給申請を行い<sup>20)</sup>、働いていた州の規定に基づき支給されることになる。

#### b 貿易調整支援

## (Trade Adjustment Assistance: TAA) 21)

貿易調整支援(TAA)は、外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影響で失業した労働者や企業に対する支援制度である。ここでは労働省が所管する労働者向け支援について説明する。1974年貿易法に基づく制度で、2009年2月に成立した2009年貿易及びグローバル化に伴う調整・支援法(Trade and Globalization

<sup>■17)</sup>多くの州で、この条件に代えて直近4四半期間など、別の算定期間内で一定の雇用期間及び給与所得があれば受給を認めている。

<sup>■18)</sup>州における具体例は厚生労働省大臣官房国際課(2010)「2009  $\sim$  2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

<sup>■19)</sup> 延長給付は失業率が高い状況下において失業給付期間が終了した失業者に対して支払われる給付であり、延長給付の支給が行われる条件は州が各 自で設定している。通常は13週であるが、失業率が特に高い場合には更に7週追加給付を行い、20週給付を行っている州もある。

<sup>■20)</sup> 連邦失業税法Sec. 3004において、州の失業保険制度が労働長官の認可を得る条件として、他の州に居住していることを事由として失業給付を拒否 又は減額してはならない、という項目がある。

<sup>■21)</sup> 詳細については厚生労働省大臣官房国際課(2010)「2009 ~ 2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。



Adjustment Assistance Act of 2009、以下2009年法と いう) により2002年貿易調整支援改革法 (Trade Adjustment Assistance Reform Act of 2002、以下 2002年法という)を改正し、2009年5月18日以降2011 年2月14日までの申請に関しては対象者・給付が拡充さ れていた。その後2月15日以降の申請については2002年 法によるプログラム内容に戻っていたが、10月に2011年 貿易調整支援延長法(Trade Adjustment Assistance Extension Act of 2011、以下2011年法という)が成立 したことにより、2009年法で拡大された対象業種につい て、サービス業について再び対象とするなど、一部措置 の継続を行い、2013年末まで延長された。なお、2011年 2月~10月の期間中に申請した労働者は、2002年法に 基づくプログラム又は2011年法に基づくプログラムの

いずれかを選択することが可能である。労働者に対して は、速やかに適切な職業に復帰するための職業訓練が行 われ、訓練中の手当等も支給される。50歳以上の者は再 雇用貿易調整支援 (Reemployment Trade Adjustment Assistance: RTAA) を受ける事ができる<sup>22)</sup>。2011年法 においては、

- (a) フルタイムで勤めている、
- (b) 週20時間以上勤務をしており、かつ貿易調整支援 (TAA) プログラム認定の訓練を受けている

の(a)(b)いずれかを満たす者で、かつ年収が50,000ド ル未満の者に対し、解雇前の年収と現在の年収の差額の 50%を2年間、最大で10.000ドル給付するものである。

表3-1-7は、2002年法、2009年法、2011年法における 内容を示したものである。

## 〈表3-1-7〉貿易調整支援(TAA)の内容

	2002年法	2009年法	2011年法
対象者の条件	①製造業で働いていた者。 ②自由貿易協定(FTA)を結んでいる国からの輸入の増加又はFTAを結んでいる国への製造の移転により生産活動又は売上の低下により仕事を失った労働者。	①製造業・サービス業及び公的部門で働いていた者。又は勤務していた企業が米国国際貿易委員会(International Trade Commission)により貿易で損害を受けたと認定された者。 ②外国(FTA対象国以外を含む)からの輸入の増加又は外国への製造・サービスの提供の移転により生産活動又は売上の低下により仕事を失った労働者。	①製造業・サービス業で働いていた者。又は勤務していた企業が米国国際貿易委員会(International Trade Commission)により貿易で損害を受けたと認定された者。 ②外国(FTA対象国以外を含む)からの輸入の増加又は外国への製造・サービスの提供の移転により生産活動又は売上の低下により仕事を失った労働者。
貿易再調整手当 (TRA) <sup>23)</sup>	フルタイムの職業訓練を受ける場合、最大で104週(追加訓練を受ける場合最大130週)。 認定後8週あるいはレイオフ後16週以内に訓練を開始する必要がある。	フルタイムの職業訓練を受ける場合、最大で130週(追加訓練を受ける場合最大156週)。 認定後あるいはレイオフ後26週以内に訓練を開始する必要がある。	フルタイムの職業訓練を受ける場合、最大で130週(ただし最後の13週は訓練の成果が良好で修了に必要な場合のみ認められる)。 認定後あるいはレイオフ後26週以内に訓練を開始する必要がある。
訓練を受けなく ても貿易再調整 手当の受給が可 能になる理由	1. 近いうちに再雇用されると考えられる場合 2. 保有する技能により早期の就職ができると判断された場合 3. 年金の受給権が2年以内に発生する場合 4. 健康上の事由により訓練を受けられないか修了できない場合 5. 訓練が存在しない場合 6. 入学時期の関係ですぐに訓練に参加できない場合	2002年法の内容と同じ。	1. 健康上の事由により訓練を受けられないか修了できない場合 2. 訓練が存在しない場合 3. 入学時期の関係ですぐに訓練に参加できない場合
求職費用24)	経費の90% (最大1,250ドル)	経費の100% (最大1,500ドル)	経費の90%(最大1,250ドル)を上限として 州の裁量により支払われる。
引越費用25)	経費の90%及び一時金として最大1,250ドル	経費の100%及び一時金として最大1,500ドル	経費の90%及び一時金として最大1,250ドルを上限として州の裁量により支払われる。
代替的貿易調整 支援/再雇用貿 易調整支援	代替的貿易調整支援 年収か50,000ドル未満の者に対し、解雇 前の年収と現在の年収の差額の50%を最大 10,000ドル給付。 貿易調整支援の訓練は受講不可。	再雇用貿易調整支援 年収が55,000ドル未満の者に対し、解雇 前の年収と現在の年収の差額の50%を最大 12,000ドル給付。 貿易調整支援の訓練は受講可。	再雇用貿易調整支援 年収が50,000ドル未満の者に対し、解雇 前の年収と現在の年収の差額の50%を最大 10,000ドル給付。 貿易調整支援の訓練は受講可。

資料出所:連邦労働省公表資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

上記表のほか、労働者は保険料の72.5%相当の医療保 険税額控除(Health Coverage Tax Credit: HCTC)<sup>26)</sup> を

受ける事ができる。



#### c COBRA (失業期間中の医療保険保障)

米国における公的医療保険制度としては、高齢者及び障害者に対するメディケア及び一定の条件を満たす低所得者に対する公的扶助であるメディケイドがある。その他に対する医療保険は、民間医療保険を中心に行われており、事業主が保険料を負担して医療保険のカバーを受けている労働者も多い<sup>27)</sup>。このように雇用主提供型医療保険により医療保険のカバーを受けていた者は、解雇されると同時に医療保障も失ってしまうこととなるため、1985年予算調整法(COBRA: Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act of 1985)の規定により、当該医療保険に継続加入できる仕組みが設けられている。

具体的には、失業直前に勤務していた企業(20名以上<sup>28)</sup>)から提供されていた医療保険に、解雇後60日以内に申し込み、失業する前に加入していた医療保険の保険料(事業主負担分を含む)に運営費相当額を加算した額(医療保険保険料の102%相当額)を労働者本人が負担することで、配偶者を含め、同内容で継続して加入することが出来る。加入期間は最大18か月(加入者本人と死別した遺族の場合は36か月)。

# d 医療保険税額控除

#### (Health Coverage Tax Credit: HCTC)

医療保険税額控除(HCTC)は、貿易調整支援(TAA)などの受給者や年金給付保証公社<sup>29)</sup>(Pension Benefit Guaranty Corporation: PBGC)から年金を受給している55歳以上の者を対象として、内国歳入庁が認定した医療保険に加入している場合に、保険料の72.5%を連邦政府が補助する制度である。補助を受ける方法としては、補助部分以外の自己負担分(27.5%)を毎月内国歳入庁に納入し、内国歳入庁が補助部分と合わせて保険者に納

入する方法と、確定申告時に医療保険料の補助分である 72.5%を受け取る方式がある。

## (6) 職業能力開発対策

#### a 概要

米国においては、各州及び地域が職業能力開発を主に担っている。各地域の職業能力開発の中心には労働力投資委員会(WIB)が存在しており、地域に密着した職業訓練政策の策定や管理、運営を行っている。

#### b 労働力投資法プログラムによる職業能力開発対策

#### (a) 概要

アメリカにおける公共職業安定所であるワンストップ・キャリア・センターを通して、各地域レベルで創設された 労働力投資委員会(WIB)が実施する対象者のニーズに 沿った就職や進学のための各種支援に対して連邦政府から財政支援が行われる。ワンストップ・キャリア・センターは、1998年に制定された労働力投資法(Workforce Investment Act of 1998: WIA)により全米各州に整備されている。同法の中で、プログラムとして、成人向け、非自発的離職者(dislocated worker)向け、若年者向けプログラムを提供することが義務づけられている。

#### (b) 制度の対象者

非自発的離職者向けプログラム(Dislocated Worker Program)は、工場の閉鎖や経済環境の変化等によって失業した者であり、元の職種で就職できる見通しがなく、失業保険の受給資格があるか、失業保険給付を使い果たした者が対象である。成人向けプログラム(Adult Program)は18歳以上の成人で、米国で合法的に就労できる者が対象である。若年者向けプログラム(Youth

<sup>■22)2002</sup>年法では代替的貿易調整支援(Alternative Trade Adjustment Assistance: ATAA)と呼ばれていた。2009年法により、貿易調整支援(TAA)の訓練が受講可能となったほか、手続の簡素化、給付の拡大が行われた。2011年法では給付水準は2002年法の水準に戻ったものの、引き続き貿易調整支援(TAA)の訓練が受講可能であるなど、他の措置は継続されている。

<sup>■23)</sup> 支給額は各州における失業保険給付額と同額。給付水準は州ごとに異なるが、多くの州で州失業保険税の課税対象となった週当たり賃金の平均の 5割程度の額とされており、最低額及び最高額の定めがある(週5ドル~625ドル程度(扶養者増額込みでは最大で937ドル))。

<sup>■24)</sup> 通勤可能区域外での求職活動に要する費用を支給するもの。

<sup>■25)</sup> 通勤可能区域外での再就職に要する費用を支給するもの。

<sup>■26)</sup> 医療保険税額控除については2(5)dを参照のこと。

<sup>■27)</sup> なお、2010年3月に成立した医療制度改革法においては、メディケイド (詳しくは定例報告第3章アメリカ2(3)cを参照のこと。) などの拡充や、 医療保険エクスチェンジの創設を通して医療保険加入率の向上が図られているが、国民一般をカバーする公的制度が創設されるわけではないので、 医療に関する扶助は引き続き重要な役割を果たすことになる。

<sup>■28) 20</sup>名未満の企業に対しては、多くの州が"mini-COBRA"を提供している。

<sup>■29)</sup> 企業年金において、年金給付のための資産がない場合や企業が破産に至ったなど困窮した場合に、給付内容を一定額まで保証する。



Program) については2(3)bを参照のこと。

#### (c) 管理運営機関

労働力投資法で定められている連邦政府の権限は、予 算配分など狭い範囲に限定されている。実際の就職支援 や職業訓練計画の策定などは、州に設置された州労働力 投資委員会に委ねられており、州労働力投資委員会の方 針に従って、各地域の労働力投資委員会が運営を行って いる。

#### (d) 実施内容

ワンストップ・キャリア・センターの提供サービスは、 ①コアサービス、②集中サービス、③職業訓練の三層構 造で、全ての対象者に共通のものとなっている。①コア サービスだけでは仕事が見つからない失業者向けに② 集中サービスがあり、①コアサービスと②集中サービス の両方を受けても就業機会を得られない場合の最後の 手段として③職業訓練がある。

①コアサービスには求職・就職支援 (キャリア・カウ ンセリングを含む)、労働市場の情報(求人状況、就職 に有利な技能、地域・国の雇用動向)、利用者の技能及 びニーズについての予備的アセスメント、利用可能な サービスの情報、就職後の若干のフォローアップサービ スなどが含まれる。また、②集中サービスには、総合的 アセスメント、個人別雇用プランの策定、グループ及び 個人カウンセリング、ケースマネジメント、短期の職業 準備サービスなどがある。

③職業訓練においては、労働力投資法の成立・施行に 伴い、2000年7月よりバウチャー制度の一種である個人 訓練勘定(ITA:Individual Training Account)が導入 された。ワンストップ・キャリア・センターで提供され る情報資源を用いただけでは就職できなかった人にの み、ITAを用いる公的職業訓練の必要性が認められ、ITA が与えられる。対象者はワンストップ・キャリア・セン ターのケースマネージャーと相談して、受講する職業訓 練の種類と訓練プロバイダを選択する。連邦政府は、ITA を受給するためにはアからウの要件のいずれかを満た す必要があると定めている。

ア コアサービスを受けた後、最低1回の集中サービス を受け、それらのサービスでは職を得ること又は維 持することができないと認定されたこと。

- イ 面接、評価又は鑑定及びケースマネジメントの後、 ワンストップ・キャリア・センターの運営者又は パートナーによって、訓練サービスを受ける必要が あり、かつ、選択した訓練プログラムを修了する技 能と資格があると認定されたこと。
- ウ 当該地区又は転居希望地区における雇用機会に直 結した訓練サービスを選択すること。

なお、イに該当する場合を除き、訓練費用を他の資金 源からの無償援助によって得られないか、他の資金源か らの無償援助に加えてWIAによる援助が必要であるこ とが要件とされている。他の資金源とは、州の訓練補助 金、貿易調整支援(TAA)、ペル奨学金などである。

# c 登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)

#### (a) 概要

職場での職業訓練(OJT)とそれに関連した職場外で の教育を組み合わせた教育訓練を行うことにより専門 職労働者及び熟練工を養成することを目指す養成訓練 (Apprenticeship) 制度である。事業主、労働組合ある いは使用者団体の共同により実施される。養成訓練プロ グラム(Apprenticeship program)の質及び参加者の福 利厚牛の確保を図るため、連邦政府が一定の基準を定め プログラムの登録を行っていることから登録養成訓練 制度(Registered Apprenticeship)と呼ばれる。

#### (b) 制度の対象者

16歳以上で各養成プログラムでの要件を満たした者。 ただし、危険職種では18歳以上。

### (c) 管理運営機関

プログラムの提供は企業・団体であり、事業主団体・ 労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事 業主団体との共同など様々な形態がある。また、地方政 府が雇用主として参加している場合もある。

#### (d) 実施内容

資金は主に民間事業主及び団体から提供され、連邦政 府及び州政府の援助は一般的には限定的なものである。 ただし、州によっては独自に参加企業に優遇措置を与え



ている場合などがある<sup>30)</sup>。なお訓練生は参加している間、 雇用される形となり、賃金収入を得られる。

## d 貿易調整支援(TAA)における職業訓練制度

貿易調整支援(TAA)においては、外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影響で失業した労働者が、速やかに適切な職業へ復帰することを目的として職業訓練が提供されている。貿易調整支援(TAA)についての詳細は2(5)bを参照のこと。

# e 補足的栄養支援事業 (Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP)<sup>31)</sup>における職業訓練制度

補足的栄養支援事業 (SNAP) の受給者のうち、16~60歳の健常者で就業していない者<sup>32)</sup> に対して一定期間以上受給するための要件として、職業訓練を受ける事が義務づけられている場合がある。

# f 貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families: TANF)<sup>33)</sup> による就職支援訓練

貧困家庭一時扶助(TANF)における現金給付を受けるためには通常、一定時間以上就業活動や就業につながる活動をしなければならないとされている。各州(及び郡など)では受給者に対し職業訓練を提供し、福祉の受給から脱し、就業できるようにしている。

#### g 州独自の失業者に対する職業能力開発

失業保険給付は2(5)でも述べたように州が基本的な制度設計をしており、州によっては、解雇され新たな職業に就くに当たり職業訓練が必要であると認められた者等に対し失業保険の給付期間を延長している州がある。延長期間は州により異なるが、概ね26週程度である。

また、失業保険受給資格のある者で、自営業者として開業を希望する者に対して、自営業開業支援として失業保険支給額相当分の現金給付に加えて、必要な訓練や事業計画の策定などの開業支援を行っている州がある<sup>34)</sup>。

なお、2009年5月に労働省は、失業者向け教育機会を 拡充するため、この枠組みの要件緩和を各州に要請する 通達を出している。

#### h ペル奨学金 (Pell Grant)

ペル奨学金は連邦教育省により管理・運営されている 奨学金制度である(なお、一般の奨学金とは異なり返済 する必要はない。)。所得が低い世帯に属する者(扶養者、 被扶養者は問わない。)で、高等学校修了者であり、大 学等の学位取得を目指して教育機関に通う者のうち、学 士及びそれ以上の学位(専門的な学位を含む。)を持っ ていない者が対象である。なお、対象者は米国民または 米国永住権保持者、難民などである必要がある。2011年 7月1日~2012年6月30日までの1年度における最大 支援額は5,550ドルで、実際の支援額は所得などから算出 される世帯負担期待額(Expected Family Contribution: EFC)350 や授業料、受講期間、受講時間により異なる。

#### (7)外国人労働者対策36)

#### a 制度の概要

米国の外国人労働者受入制度は、一定の資格要件(専門技術保持者が優先される。)を満たした雇用関係移民および非移民(短期就労者等)に大別できる。入国・滞在と就労については、ビザ(visa)システムにより統一的な一元管理を行っており、受入れ可能な外国人の資格要件をビザの種類で区分した上で一定の類型のビザ発給については労働長官が労働市場への影響を判定し、要件

<sup>■30)</sup> 例えば、ニュージャージー州では、製造業の雇用主に対し、訓練生受入後26週間経過後と52週間経過後に1人につき2,500ドルずつ給付する制度がある。

<sup>■31)</sup> 補足的栄養支援事業 (SNAP) は、2008年以前はフード・スタンプと呼ばれていた制度で、連邦政府が低所得者世帯に対し食料購入の補助を行う制度である。詳しくは定例報告第3章アメリカ4、厚生労働省大臣官房国際課 (2010)「2009~2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

<sup>■32)</sup> 失業保険を受けている場合は除く。

<sup>■33)</sup> 貧困家庭一時扶助 (TANF) は、州政府が児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う場合に、連邦政府が州政府へ定額補助を行うもので、 給付の詳細は州政府が定めている。詳しくは定例報告第3章アメリカ4、厚生労働省大臣官房国際課(2010)「2009~2010年海外情勢報告」特集 アメリカを参照のこと。

<sup>■34)</sup> 州における具体例は厚生労働省大臣官房国際課(2010)「2009~2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

<sup>■35)</sup> 学生の家族が負担可能と思われる学費の基準額。世帯構成により本人、配偶者、両親の所得・資産などから算出される。詳細は教育省"Federal Student Aid Handbook" (http://www.ifap.ed.gov/ifap/byAwardYear.jsp?type=fsahandbook&awardyear=2009-2010) のChapter 3 を参照のこと。

<sup>■36)</sup> 詳細については、厚生労働省大臣官房国際課 (2009)「2008 ~ 2009年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。